

職場体験募集要領

栃木市（以下「本市」という。）では、職場における就業体験の機会を設けることにより、市内の中学校及び高等学校の生徒（以下、「生徒」という。）の職業意識の向上や本市に対する理解を深めていただくことを目的として、職場体験を次のとおり実施します。

1 職場体験の概要

(1) 対象者

栃木市内の中学校又は高等学校に在籍する生徒で、栃木市政に関心があり、栃木市役所への就職を希望・検討している方とします。

(2) 実施期間、受入人数及び日数

4月1日から3月31日までの間で、最長5日間とします。

受入人数は各校最大5人を原則とします。ただし、受入課との調整により、受け入れできない場合もあります。

(3) 募集方法

本市ホームページに本募集要領を掲載します。

(4) 実施内容

受入先の部署で作成したプログラムによります。

(5) 実施場所

本庁舎、各総合支所、その他本市の施設

2 申込方法及び受入決定までの流れ

(1) 職場体験を希望する生徒は、募集要領の内容を確認のうえ、在籍する学校等の就職支援担当者へ申し出てください（個人での申込は受け付けていません）。

(2) 学校等の就職支援担当者は、職場体験受入希望期間開始の8週間前までに、電子申請によりお申込みください。（URL等は栃木市ホームページをご確認ください。）

申請した内容に修正等がある場合には、職場体験受入希望期間開始の4週間前までに本市人事課人事研修係へ修正内容等を電子メールにてご提出ください。受入の可否は、速やかに学校等に連絡します。

(3) 上記の事前協議終了後、学校等の代表者は、生徒の履歴書（任意）を提出してください。その後、学校等宛てに受入決定通知等を送付します。

3 受入条件等

(1) 誓約

受入にあたっては、生徒に誓約書を提出していただきます。

(2) 報酬・手当等

報酬、手当、食費、交通費等の支給はありません。

(3) 受入期間中の災害への対応、及び損害の賠償

生徒の職場体験期間中の災害及び通勤に際しての災害については、生徒が対応する傷害保険及び賠償責任保険をもって充てるほか、生徒が故意又は過失により本市又は第三者に損害を与えた場合は、学校等及び生徒が連帯してその損害を賠償するものとします。

(※以下に例示する保険等への加入の有無を確認します。)

高校生等：「日本スポーツ振興センターの災害給付制度」及び「インターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険制度（産業教育振興中央会）」

(4) 規程等の遵守、及び機密保持義務

本市の規程、その他関係する規則を遵守し、指導、監督、助言等に従うとともに、本市で知り得た機密を一切漏らさないこととします。

(5) その他

この要領により難い特別な事情（要望等）がある場合は、事前にお問い合わせください。

4 受付窓口

栃木市役所 経営管理部 人事課 人事研修係

TEL：0282-21-2351 E-mail：jinji@city.tochigi.lg.jp